

政策研究・政策提言 報告書

日本の労働者の現状と対策

ブルジョア

松田侑樹 坂井春輝 古田一晃

目次

序章	はじめに	……3P
第1章	非正規労働者の現状	
1-1.	非正規雇用の拡大が引き起こす影響	……4P
第2章	派遣法の規制緩和	
2-1.	派遣法の規制緩和が行われた経緯	……5P
第3章	ブラック企業について	
3-1.	長時間労働蔓延の原因	……5P
3-2.	アベノミクスとブラック企業	……6P
第4章	非正規雇用・ブラック企業増加を抑制する対策	
4-1.	非正規労働者を減らす政策提言	……6P
4-2.	規制緩和についての政策提言	……7P
4-3.	ブラック企業を減らす政策提言	……8P
終章	おわりに	……8P

序章

はじめに

現在、大学生活を送る私達の将来において約束されていることがある。その中でも最も当然なことは「誰しものが卒業後に労働者となる」ということではないだろうか。

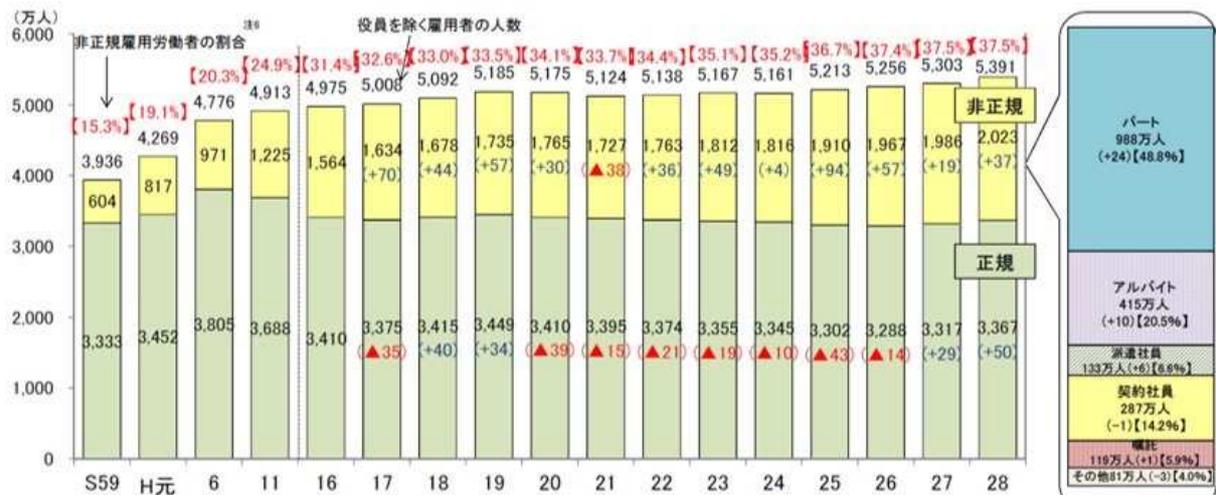
残念なことに近年、私達が耳にする労働に関する情報はマイナスなことのほうが多い。また、アベノミクスをはじめ過去の政策は労働者の働き方を大きく変化させ、今後も変化し続けるだろう。近い将来、労働者となる上で今後自身の置かれている現状や問題は非常に興味がある。そして、このテーマに対して理解を深める事は私達自身にとって有意義なものとなると考えたため研究のテーマとした。

それらの変化の引き金となった大きな要因である非正規雇用者の増加は労働者の将来を考える上で避けては通れない。本論文では、非正規雇用者の増加をメインに、常に背景にあった労働力不足問題、またそれに伴って生まれた悪質な労働にまでフォーカスをあてて展開していこうと思う。

第1章 非正規労働者の現状

非正規雇用は、近年急激に増加し働き方を大きく変化させた。本節では、非正規雇用の現状について、その推移や年齢別の割合を労働力調査などのデータから分析する。

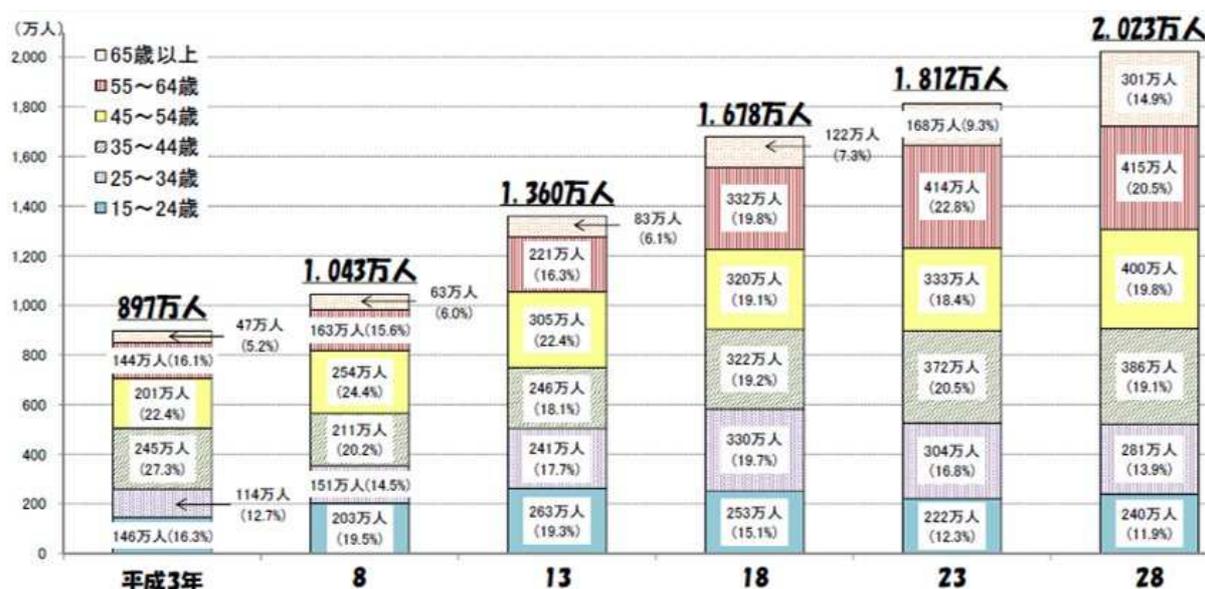
図1 非正規雇用者数の推移



引用：～H11 総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長時系列表 9 H16以降 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長時系列表 10

図1は雇用形態別の労働力の変化を示している。このグラフから非正規雇用者数の推移を読み取ると、平成11～17年の間に大きく増加し緩やかな増加傾向にあると分かる。この期間に政権を担っていたのは小泉内閣（平成13年～18年）であり、小泉内閣が行った派遣法の規制緩和により非正規雇用者数の増加と言える。詳しい背景と非正規雇用との関係は第二章以降で後述する。（注1）

図2 年齢別非正規雇用者数の推移



引用：～H13 総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長時系列表9 H18以降 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長時系列表10

図2は年齢別の非正規雇用者数お推移を示している。最近ではグラフ一番上の65歳以上の高齢者の非正規労働者が増えていることが読み取れる。また、非正規労働者数は平成26年に初めて約2000万人を超えており、雇用者全体に占める割合は37.5%で3人に1人以上と高まっている。（注3）

1-1. 非正規雇用の拡大が引き起こす影響

正規雇用と比べ非正規労働者は賃金が安く、平均して非正規雇用者の所得は正規雇用の6割程度となっており所得格差も社会問題となっている。

所得が低いと消費を抑え貯蓄を増やす傾向が高まる。これによりモノの需要量が減少し、デフレーションが起きる。デフレーションは企業の利益が減少させ、企業は減給やリストラいつながらる。このような負のスパイラルに陥ると労働者は職に就くことが難しくなり、非正規労働

者がさらに増加する。つまり、非正規労働者の拡大は、更なる非正規労働者を生み出すと言える。

次の章では、先ほども触れた非正規労働者が急激に増えた大きな要因である派遣法改正について分析する。

第2章 派遣法規制緩和についての分析

2-1. 派遣法の規制緩和の経緯

派遣法の規制緩和は小泉純一郎内閣により大きく推し進められた。主な目的として「厳しい雇用情勢や働き方の多様化が進む中で、労働力需給のミスマッチを解消し、多様なニーズに応じていくため」と掲げられた。具体的な改革内容として自由化業務の派遣期間を1年から3年に延長と、政令26業種の派遣期間を無制限にする等の内容の改正を行った。(注4)

また、これに引き続き今現在政権を担っている安倍内閣でも派遣法の規制緩和は行われた。安倍政権は派遣労働者の一層の雇用の安定・保護と正社員化を含むキャリアアップを目的として、派遣期間規制の見直し(すべての業務において派遣期間の上限を3年に変更)、雇用安定化措置、全ての労働派遣事業を許可制に変更等を行った(注5)。この規制緩和によって、たとえば企業は3年ごとに派遣社員を変更すれば、1つの業務をずっと派遣社員に任せることができるようになったため、生涯ずっと非正規労働者のまま生きていく人が増加する恐れが大きくなっている。

当初の目的から変わらず、派遣法の規制緩和は"失業者をなくすこと"に重きを置いているため、不安定就労者の拡大や非正規労働者の拡大は必然であった。結果的には労働条件の悪化や低賃金所得者の増加により消費不況に陥り、経済が停滞・低迷する可能性が膨らんだ。(注6)

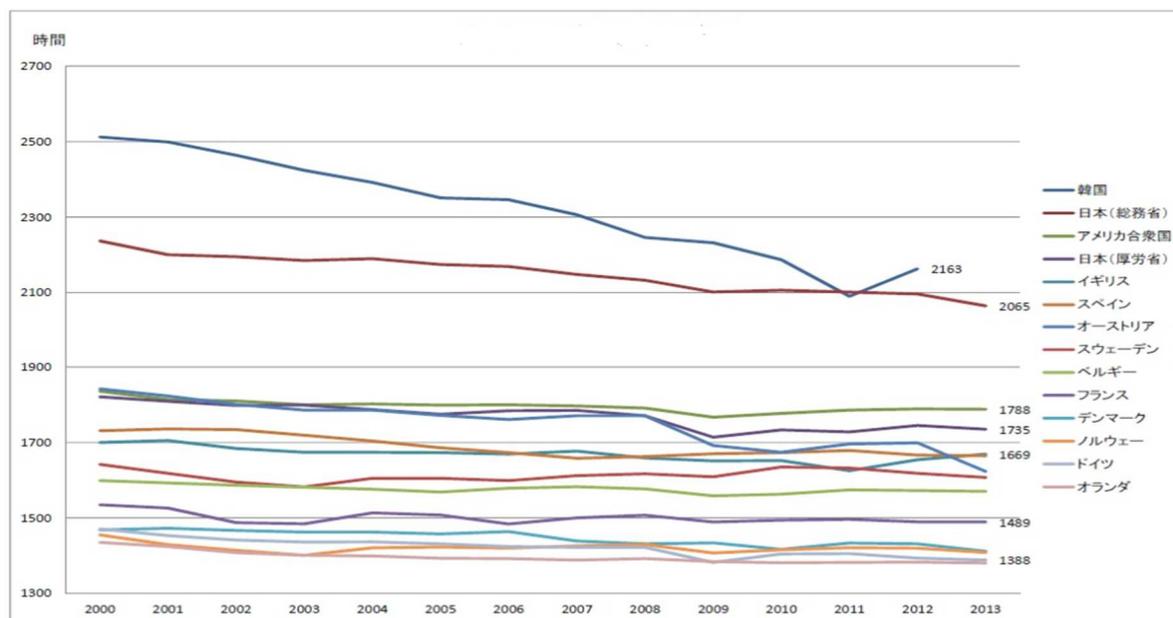
次の章では、企業単位の労働力確保の問題について、主に利益優先で人件費の削減を行い、悪質な労働条件のもと働かせているブラック企業についての分析をする。

第3章 ブラック企業について

ブラック企業の問題は現在社会問題になっている。日本労働組合総連合会がおこなった調査によると、勤務先がブラック企業だと感じている人は約4人に1人おり、その理由としては長時間労働が当たり前であることや有給休暇が取れないなどが多くを占めている。ここで、ブラック企業について考える前に、長時間労働について考えてみる。

3-1. 長時間労働蔓延の原因

図3 労働時間の国際比較



引用；佐藤トップ「長時間労働の是正と労働基準法改正案」8ページより

図3は主要国のそれぞれの労働時間を示したグラフである。日本の長時間労働は近年低下傾向にあるとはいえ、欧州諸国と比較して非常に高い水準である。男性だけを見るとOECD加盟国の中では最も長い値を示している。

長時間労働蔓延の最大の原因としては、今後ますます深刻化する少子高齢化などによる日本経済の縮小を予見した企業の利益重視である。企業は人件費を抑える傾向が高まり、社員数の削減や非正規労働者を雇う。

また、「日本独特の助け合いの職場文化」や、「一人当たりの仕事量の多さ」、「突発的業務の発生のしやすさ」、「一部の人の仕事に頼りがち」など、サービス残業を許容せざるを得ない風潮もそれを助長させている。

結果的にそのような労働の生産性は低くなり、企業の利益以上に雇用者個人に対する負担が大きい。

3-2. アベノミクスとブラック企業

第2章で分析したようにアベノミクスでは、デフレ脱却を目標として就業者を増やして失業率を減らす政策をとっている。デフレ下ではブラック企業でも働くしかなかった労働者は、デフレ脱却が達成されると雇用改善により別の企業に就職する選択肢を取ることが可能になる。

また、企業にとっても労働環境を改善しないと雇用の確保が難しくなる。

しかし、結果として労働時間短縮により、雇用確保しようという動きもあるが、他方で極端な人手不足のために、長時間労働化の圧力も依然として根強くなっているのが現状である。

第4章 非正規雇用・ブラック企業増加を抑制する対策

本章では第1～3章までの研究結果をもとにそれぞれの章に対する政策提言を行う。

4-1. 非正規労働者を減らす政策提言

・非正規雇用のデメリットを設ける

アベノミクスは失業者を減らすことに重きを置いた改革の為、非正規雇用の拡大を抑制するための直接的な対策は行われてこなかった。

非正規拡大を抑制するためだけを目的とするなら単純に非正規雇用のデメリットを企業に負わせればよいと考える。ただし、デメリットと言っても過度に非正規雇用を行うような傾向にある企業に対して行うようにする。

例えば「非正規雇用率が一定を超えた企業は法人税を多く支払う義務」など。

しかし、この政策提言は労働力維持のための派遣法の規制緩和と効果を相殺する可能性がある。そのため次の節では規制緩和を前提とした政策提言を行う。

4-2. 規制緩和についての政策提言

・規制緩和の条件付け＝規制緩和と並行して非正規雇用者への支援

日本の労働力不足は今後も少子高齢化に伴い非常に深刻化していくとされている。そのような現状を加味すると規制緩和は労働力不足に対する有効手段ともいえる。しかし、それによる非正規拡大が予想されるのであれば、国が規制緩和を行う条件として増加する非正規雇用への支援を今以上に手厚く行うべきである。

4-3. ブラック企業を減らす政策提言

・インターネットを利用した労働のための情報集約・拡散サービス

SNSをはじめインターネットを通じたコミュニケーションツールは現在急速に波及しており、情報の伝達力は従来の主たるメディアであったテレビや新聞などを凌ぐと言われている。

例えば、SNSやインターネット上にブラック企業や労働に関する相談ができるサイト（コミュニティ）を開設する、などである。この政策の強みは2つある。

1つ目は、簡単かつ気軽に様々な人達と互いに相談し合える環境を構築できることである。これによって各労働者の孤立を防止できる。

2つ目は、SNSやネットはテレビやマスメディアなどと違い、他者の情報操作やフィルターを通さずに労働者の生の意見を集約できることである。

利用者が多くなるほどブラック企業の実態や現状が拡散でき、またその様なサービスが影響力を増すことでブラック企業の抑止力になると考えた。

終章 おわりに

以上の研究からまとめとして、非正規労働者の増加は直接的には派遣法の規制緩和に起因することが分かった。しかし、その規制緩和が行われた背景は深刻な労働力不足にあることを理解した。

このような根本的な課題を把握することで、私達が提言した"規制緩和と同時に非正規雇用者への支援"の必要性を強く感じるようになった。その理由は、はじめに掲げたように私達のテーマは自分たちの為にあるからだ。要するに全体の労働のためではなく、常にひとりひとりの各労働者のための現状打破の研究なのだ。そのため同様にブラック企業を抑制する提言も、結局は労働者自身が現状を理解し行動しなければならない。

国も企業も労働者も、最小単位である個人に対して改善に努めることが、結果的に労働生産性の向上や労働全体の問題解決に繋がるのだと私達は考える。

[参考文献]

(注 1)厚生労働省 非正規雇用 PDF

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000120286.pdf>

(注 2)総務省統計局 HP

<http://www.stat.go.jp/>

(注 3)総務省「労働力調査(特別調査)」

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>

(注 4)佐藤トップ「長時間労働の是正と労働基準法改正案」PDF

<http://www.ritsumeai.ac.jp/~satokei/Seminar/2017/LabourLawReform.pdf>

(注 5)厚生労働省 H27労働者派遣法改正法の概要 PDF

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000098917.pdf>

(注 6)はたらこねっと 派遣法改正の歴史

<http://www.hatarako.net/contents/law/history/>

